

こうか そくてい もんだい  
効果測定問題 3

1. 自動車<sup>じどうしゃ</sup>を運転<sup>うんでん</sup>するときは、交通規則<sup>こうつう きそく</sup>さえ守れば、お互い<sup>たが</sup>に譲り合う必要<sup>ゆず あ</sup>はない。
2. 道路交通法<sup>どうろ こうつうほう</sup>の目的<sup>もくてき</sup>は、道路<sup>どうろ</sup>における危険防止<sup>きけん ぼうし</sup>と交通<sup>こうつう</sup>の安全<sup>あんぜん</sup>と円滑<sup>えんかつ</sup>を図ることにあり、交通<sup>こうつう</sup>の公害<sup>こうがい</sup>の防止<sup>ぼうし</sup>を図るため  
のものではない。
3. 二輪車<sup>にりんしゃ</sup>に乗るときは、できるだけ身体<sup>からだ</sup>の露出<sup>ろしゅつ</sup>の多い服装<sup>おお ふくそう</sup>をしたほうがよい。
4. 青色<sup>あおいろ</sup>の灯火<sup>とうか</sup>の信号<sup>しんごう</sup>は、すべての車<sup>くるま</sup>が直進<sup>ちよくしん</sup>し、左折<sup>させつ</sup>し、右折<sup>うせつ</sup>することができる。
5. 図1と図2の二つの補助標識<sup>ほじょ ひょうしき</sup>は、同じ意味<sup>おな いみ</sup>を示している。
6. 本標識<sup>ほんひょうしき</sup>には、規制標識<sup>きせい ひょうしき</sup>、指示標識<sup>しじ ひょうしき</sup>、警戒標識<sup>けいかいひょうしき</sup>、案内標識<sup>あんないひょうしき</sup>、補助標識<sup>ほじょ ひょうしき</sup>の5種類<sup>しゅるい</sup>がある。
7. 信号待ち<sup>しんごう ま</sup>をしていて青信号<sup>あおしんごう</sup>に変わったとき、横<sup>よこ</sup>に並んで停止<sup>なら ていし</sup>している大型車<sup>おおがたしゃ</sup>などが発進<sup>はっしん</sup>しないときは、残存歩行者<sup>ざんぞん ほこうしゃ</sup>が  
いると考えて行動<sup>かんが こうどう</sup>する。
8. 車両通行帯<sup>しゃりょうつうこうたい</sup>のない道路<sup>どうろ</sup>では、道路<sup>どうろ</sup>の中央<sup>ちゅうおう</sup>から左側<sup>ひだりがわ</sup>ならどこを通行<sup>つうこう</sup>してもよい。
9. 同一方向<sup>どういつ ほうこう</sup>に二つの車両通行帯<sup>しゃりょうつうこうたい</sup>があるときには、速い車<sup>はや</sup>が右側<sup>くるま みぎがわ</sup>、遅い車<sup>おそ</sup>は左側<sup>くるま ひだりがわ</sup>を通行<sup>つうこう</sup>する。
10. 図3の標識<sup>ず ひょうしき</sup>がある道路<sup>どうろ</sup>では、普通乗用自動車<sup>ふつう じようよう じどうしゃ</sup>のみが軌道敷内<sup>きどう しきない</sup>を通行<sup>つうこう</sup>することができる。
11. 路線バス等優先通行帯<sup>ろせん どうゆうせん つうこうたい</sup>を普通自動車<sup>ふつう じどうしゃ</sup>で走行中<sup>そうこうちゆう</sup>、通園バス<sup>つうえん</sup>が後方<sup>こうほう</sup>から接近<sup>せつきん</sup>してきたので、優先通行帯<sup>ゆうせん つうこうたい</sup>が  
出<sup>で</sup>て道<sup>みち</sup>を譲<sup>ゆず</sup>った。
12. 標識<sup>ひょうしき</sup>や標示<sup>ひょうじ</sup>によって路線バスなどの優先通行帯<sup>ろせん ゆうせん つうこうたい</sup>が指定<sup>ししてい</sup>されている所<sup>ところ</sup>でも、交通<sup>こうつう</sup>が混雑<sup>こんざつ</sup>している場合は通行<sup>ばあい つうこう</sup>できる。
13. 自動車<sup>じどうしゃ</sup>は、一方通行<sup>いつぱう つうこう</sup>でない道路<sup>どうろ</sup>の交差点<sup>こうさく せん</sup>（環状交差点<sup>かんじようこうさく</sup>を除く。）を右折<sup>のぞ</sup>するとき、あらかじめできるだけ道路<sup>うせつ</sup>の中  
央<sup>おう</sup>に寄り、交差点<sup>よ</sup>の中心<sup>こうさく せん</sup>のすぐ内側<sup>ちゅうしん</sup>を徐行<sup>うちがわ じようこう</sup>して通行<sup>つうこう</sup>する。
14. 警報機<sup>けいほうき</sup>がなくなったり、遮断機<sup>しゃだんき</sup>があがっている踏切<sup>ふみきり</sup>では、一時停止<sup>いちじ ていし</sup>せずに通過<sup>つうか</sup>することができる。
15. 標識<sup>ひょうしき</sup>や標示<sup>ひょうじ</sup>により最高速度<sup>さいこう そくど</sup>が指定<sup>ししてい</sup>されていない一般道路<sup>いつぱん どうろ</sup>における普通貨物自動車<sup>ふつう かもつ じどうしゃ</sup>の最高速度<sup>さいこう そくど</sup>は50キロである。
16. 横断歩道<sup>おうだん ほどう</sup>の手前<sup>てまえ</sup>で止まっている車<sup>と</sup>の側方<sup>くるま そくほう</sup>を通過<sup>つうか</sup>するときは、歩行者<sup>ほこうしゃ</sup>に注意<sup>ちゅうい</sup>して徐行<sup>じようこう</sup>しなければならない。
17. 「警笛区間<sup>けいてき くだん</sup>」の標識<sup>ひょうしき</sup>のある区間<sup>くだん</sup>以外<sup>いがい</sup>でも、見通し<sup>みとお</sup>の悪い交差点<sup>わる こうさく せん</sup>では、警音器<sup>けいおん き</sup>を鳴らさなければならない。
18. 黄色<sup>きいろ</sup>の線<sup>せん</sup>の車両通行帯<sup>しゃりょうつうこうたい</sup>でも、緊急自動車<sup>きんきゅうじどうしゃ</sup>に進路<sup>しんろ</sup>を譲<sup>ゆず</sup>る場合は、黄色<sup>きいろ</sup>の線<sup>せん</sup>を越えて進路<sup>こ しんろ</sup>を変えてもよい。
19. 前<sup>まえ</sup>の車<sup>くるま</sup>が自動車<sup>じどうしゃ</sup>を追い越<sup>お</sup>そうとしているときは、追い越<sup>お</sup>しを始<sup>はじ</sup>めてはならない。
20. 追い越し禁止<sup>お</sup>の場所<sup>こ きんし</sup>でも、原動機付自転車<sup>げんどうき つき じてんしゃ</sup>なら追い越<sup>お</sup>してもよい。
21. 追い越<sup>お</sup>される車<sup>こ</sup>は、追い越<sup>くるま</sup>しに十分な余地<sup>お</sup>がない場合<sup>こ じゅうぶん</sup>でも、あえて進路<sup>よち</sup>を譲<sup>ばあい</sup>る必要<sup>しんろ</sup>はない。
22. 進路<sup>しんろ</sup>の前方<sup>ぜんぽう</sup>に障害物<sup>しょうがいぶつ</sup>があるところに対向車<sup>たいこうしゃ</sup>と行き違<sup>い</sup>うときは、障害物<sup>ちが</sup>を先<sup>しょうがいぶつ</sup>に通過<sup>さき</sup>できる車<sup>つうか</sup>が優先<sup>くるま ゆうせん</sup>する。
23. 免許証<sup>めんきょしょう</sup>の交付<sup>こうふ</sup>を受ける前<sup>う</sup>に交通違反<sup>まへ こうつう いはん</sup>をしたり、交通事故<sup>こうつう じこ</sup>を起こしたりすると、免許<sup>めんきょ</sup>が受けられなかったり、一定<sup>いつてい</sup>の期  
間<sup>かん</sup>免許証<sup>めんきょしょう</sup>の交付<sup>こうふ</sup>が保留<sup>ほりゅう</sup>されることがある。
24. 初心運転者期間内<sup>しよしん うんでんしゃ きかんだい</sup>に交通違反<sup>こうつう いはん</sup>を犯<sup>おか</sup>し、初心運転者講習<sup>しよしん うんでんしゃ こうしゅう</sup>の通知<sup>つうち</sup>を受けたものが、その講習<sup>う</sup>を受けなかった場合<sup>こうしゅう う</sup>、再計  
験<sup>けん</sup>を受けることになる。

図1



図2

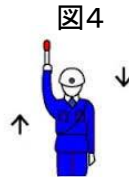


図3



25. 交通規則を守って運転することは、他の人の命を守るだけでなく、自分の命も守ることにつながる。

26. 図4の警察官のような手信号をしている時の意味は、矢印の交通については黄色の灯火の信号と  
おなじである。



27. 横の信号が赤になれば、対面する信号はすぐに青に変わるので、発進してもよい。

28. 安全地帯は、歩行者がいなければ、その中を通行することができる。

29. 人がいないことが明らかな場合は、歩道や路側帯を横切るときに徐行して通行してよい。

30. シートベルトは、事故にあった場合の被害や運転中の疲労を軽減するなど、さまざまな効果がある。

31. 混雑を緩和するため警察官から指示があったので、「歩行者用道路」を通行した。

32. 交差点や交差点付近以外の場所（一方通行を除く。）で、緊急自動車が近づいてきたときは、左側によって進路を  
譲らなければならない。

33. 同乗者が不用意にドアを開けたために起きた事故は、運転者には責任がない。

34. 路線バス等優先通行帯を普通自動車で行中、通園バスが後方から接近してきたので、優先通行帯からでて道  
を譲った。

35. 信号機のある交差点で、停止線がある場合は、停止線の直前で停止する。

図5



36. 図5の標識は、「車両通行止め」であり、車や路面電車は通行してはいけないことを示している。

37. 図6の標示は、停止禁止部分の表示である。

図6



38. 原動機付自転車（二段階右折をしようとする原動機付自転車を除く。）が交差点を右折するときyは、  
自動車と同じ方法で右折をする。

39. 踏切内では、変速操作をしないで、中央よりを一気に通過するようにする。

40. 踏切で一時停止をし、安全確認をしている時に、警報機が鳴り始めたら急いで通過する。

図7



41. 図7の標識のある道路での原動機付自転車の最高速度は、30キロメートル毎時である。

42. 標識や標示により最高速度が指定されていない一般道路における最高速度は、大型自動二輪車は  
60キロメートル毎時、普通自動二輪車は50キロメートル毎時である。

43. 速度を60キロメートル毎時から20キロメートル毎時まで落とした場合は、徐行したことになる。

44. こう配の急な上り坂や下り坂は、徐行しなければならない。

45. 初心者マークや高齢者マークをつけている車に対して、追越や追抜きをしてはならない。

46. まがりかどは、見通しがよければ追い越してもよい。

47. 追越をするときは、少くくは制限速度をこえてもやむをえない。

48. 進路の前方に障害物があるところに対向車と行き違うときは、障害物を先に通過できる車が優先する。

図8



49. 仮免許による運転練習をするときは、車の前と後ろのどちらか一方に仮免許練習標識をつける。

50. 図8の標識のある場所では、警音器を鳴らさなければならない。